

新型コロナ特例の取扱い コロナ特例廃止について

【令和8年6月1日以降】



公益社団法人 全国老人保健施設協会



ROKENくん

入院料に包括されない除外薬剤・注射薬の範囲の見直し

入院料ごとの役割に応じた出来高算定可能な見直し

- 入院料ごとに医療機能を適切に評価し、機能に応じた患者の入棟を円滑にする観点から、入院料に薬剤料が包括されない薬剤及び注射薬について、以下の見直しを行い、介護保険との給付調整についても同様の対応を行う。
- 別表第5の1の2、4及び5が適用されていた入院料（除外薬剤の種類が限られていた入院料）のうち、回復期リハビリテーション病棟入院料や精神病棟で算定される特定入院料等（緩和ケア病棟入院料以外）において、
 - 抗悪性腫瘍剤
 - 疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - エリスロポエチン等の腎性貧血に対して使用する薬剤を出来高算定可能な薬剤に追加し、地域包括ケア病棟入院料等と薬剤の包括範囲を統一する。これに伴い、除外薬剤・注射薬の別表を1つにまとめる。医療保険
 - 血友病の患者に使用する医薬品について、血友病類縁疾患に使用する場合も出来高算定可能とする。医療保険
 - 出来高算定可能な薬剤として、新たに生物学的製剤及び JAK 阻害薬（いずれも免疫・アレルギー疾患の維持期の治療に用いられており、他の治療薬で代替不能な場合に限る。）を追加する。
 - 「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」（令和6年3月5日厚生労働省保険局医療課事務連絡）に示された、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能又は効果を有するものに限る。）に係る取扱いについて、令和8年5月31日をもって終了し、以降は包括対象とする。
 - 介護保険との給付調整において医療保険で算定する薬剤の範囲について、上記1～4と同様に整理する。

注意:新型コロナ治療薬についての特例通知がなくなるため、従来の考え方に戻る。

入院料に包括されない除外薬剤・注射薬の範囲

青字が変更点

改定前の別表番号 (改定後は別表第5の1の2)	第5 + 第5の1の2	第5の1の2		第5の1の 3	第5の1の4又は5	特掲診療料 第16
入院料等	療養病棟 障害者施設等の注6、 13、14 有床診療所療養病床	緩和ケア	特定入院 基本料 回リハ 特殊疾患	地域包括医療 地域包括ケア 短期滞在手術	精神科救急急性期医療入院料 精神科急性期治療病棟入院料 精神科救急・合併症入院料 精神療養病棟入院料 地域移行機能強化病棟入院料	介護老人保健施設・介護医療 院等に入所中の患者、入院中 の患者であって短期入所療養 介護を受けている患者
抗悪性腫瘍剤	○	(包括)	(包括) -○	○	(包括) -○	○※ ※入院中の患者であって短期入所療 養介護を受けている患者を除く
疼痛コントロールのための 医療用麻薬	○	(包括)	(包括) -○	○	(包括) -○	○
エリスロポエチン、ダルベポエ チン、エポエチンベータベゴル、 HIF-PH阻害薬	○	(包括)	(包括) -○	○	(包括) -○	○
インターフェロン製剤	○	○	○	○	○	○
抗ウイルス剤	○	○	○	○	○	○
抗ウイルス剤 (新型コロナウイルス治療薬)	○→ (包括)	○→ (包括)	○→ (包括)	○→ (包括)	○→ (包括)	○→ (包括)
血友病の患者に使用する医薬品	○	○	○	○	○	○
血液凝固因子障害等(血友病以 外)の患者に使用する医薬品	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○
生物学的製剤、JAK阻害剤 (免疫・アレルギー疾患の維持 期の治療のために使用され、他 剤で代替不能な場合に限る。)	(包括) -○	(包括)	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○	(包括) -○
クロザピン 持続性抗精神病注射薬剤	-	-	-	-	○	-

○：包括範囲からの除外薬剤として基本診療料の施設基準等の別表第5等に記載されており、出来高算定されるもの

新型コロナ治療薬の他科受診時の費用の特例は廃止

令和6年3月5日：令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について

【通則】

○ 本事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、**新型コロナウイルス感染症と診断された患者**（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く。）をいう。

【医科診療報酬点数表に関する取扱い】

2. 令和6年4月以降も当面の間継続する取扱いについて（抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の特性を踏まえた対応）

③ 介護医療院又は介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、**抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）**を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で投与した場合に、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第16第2号に規定する内服薬及び第3号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）」とみなして、**本剤に係る薬剤料を算定できる**。なお、調剤料や注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成20年厚生労働省告示第128号）等に基づき取り扱うことに留意されたい。



この通知が廃止

老健施設に関する新型コロナ特例の主な変更点（令和8年6月1日以降）

- 「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対策への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」（令和6年3月5日厚生労働省保健局医療課事務連絡）に示された、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能又は効果を有するものに限る。に係る取扱いについて）令和8年5月31日をもって終了し、以降は包括対象とする。
- コロナ治療薬は、一般の薬剤同様包括対象となるため、医療保険での算定が終了し、コロナ治療薬の利用者負担は廃止＝全額施設負担となる。
- 新型コロナウイルス罹患時、受診前にコロナ治療薬について医療機関との調整が必要＝新型コロナウイルス罹患時、受診させるかについても施設内検討が必要
- 指標のカウントの考え方は、令和9年3月31日まで継続

他科受診について



令和8年5月31日まで

令和8年6月1日から

変更あり

診療報酬

7割～9割

利用者負担
3割～1割

施設なし・利用者負担あり

診療報酬

包括

利用者負担
なし

施設あり・利用者負担なし

★
の
薬
剤
料
コ
ロ
ナ
治
療
薬

●ラゲブリオの薬剤料:8万6596円

※薬価 R8.4.1時点

- ・3割負担の方＝約26,000円
- ・2割負担の方＝約17,400円
- ・1割負担の方＝約 8,700円

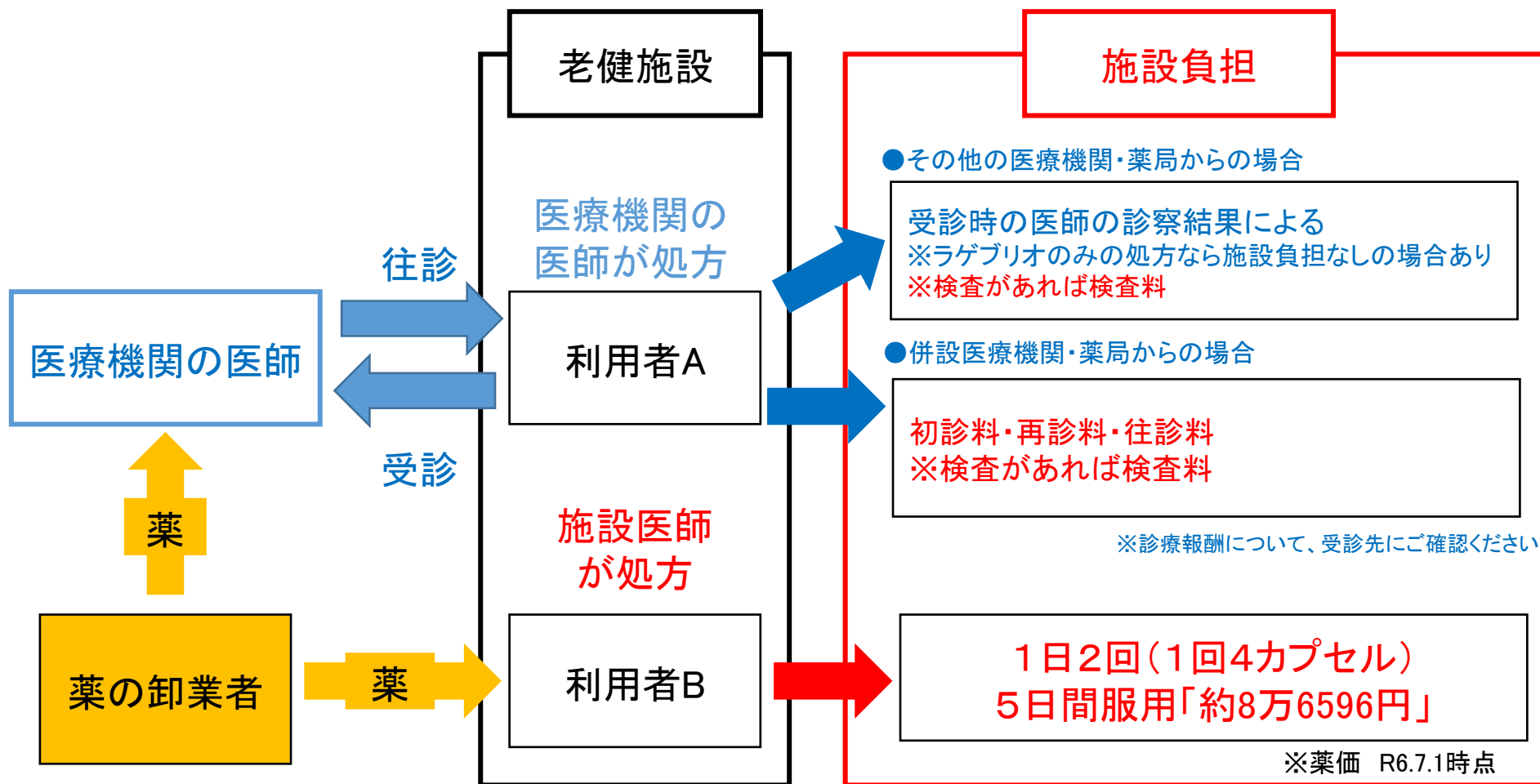
- ・薬剤料＝約86,596円
受診にてラゲブリオが処方された
場合は全額施設負担

受診させる場合は注意が必要

老健施設のコロナ感染者の往診・受診時の他科受診の考え方 【ラゲブリオ（経口薬）の場合】

2026.5.15修正

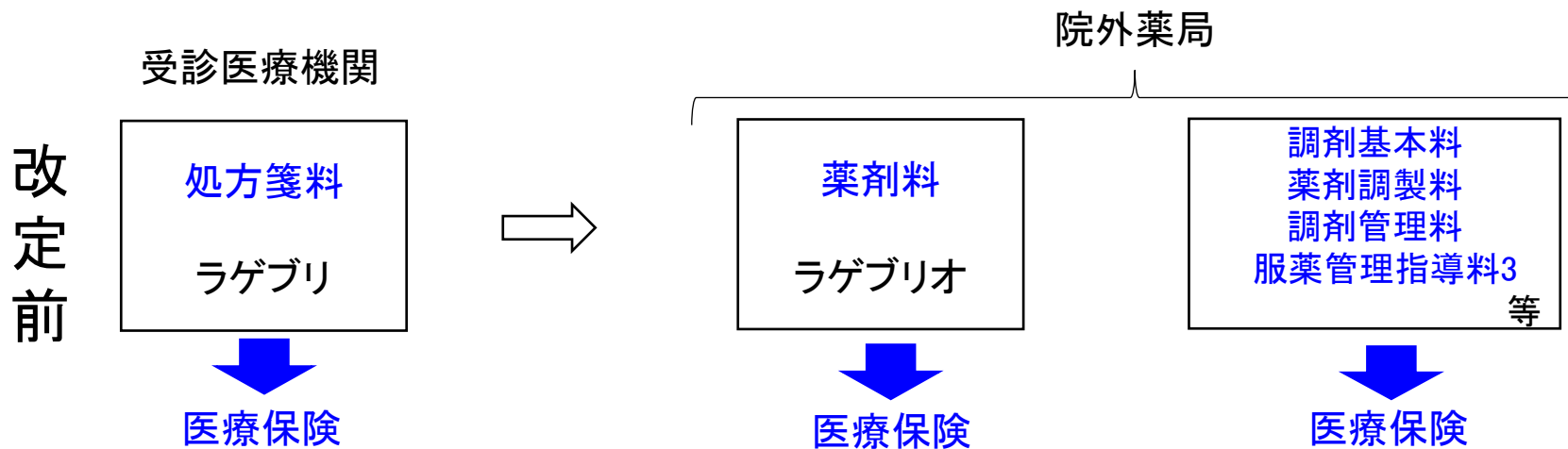
※医療機関で処方する場合、令和8年5月31日まで



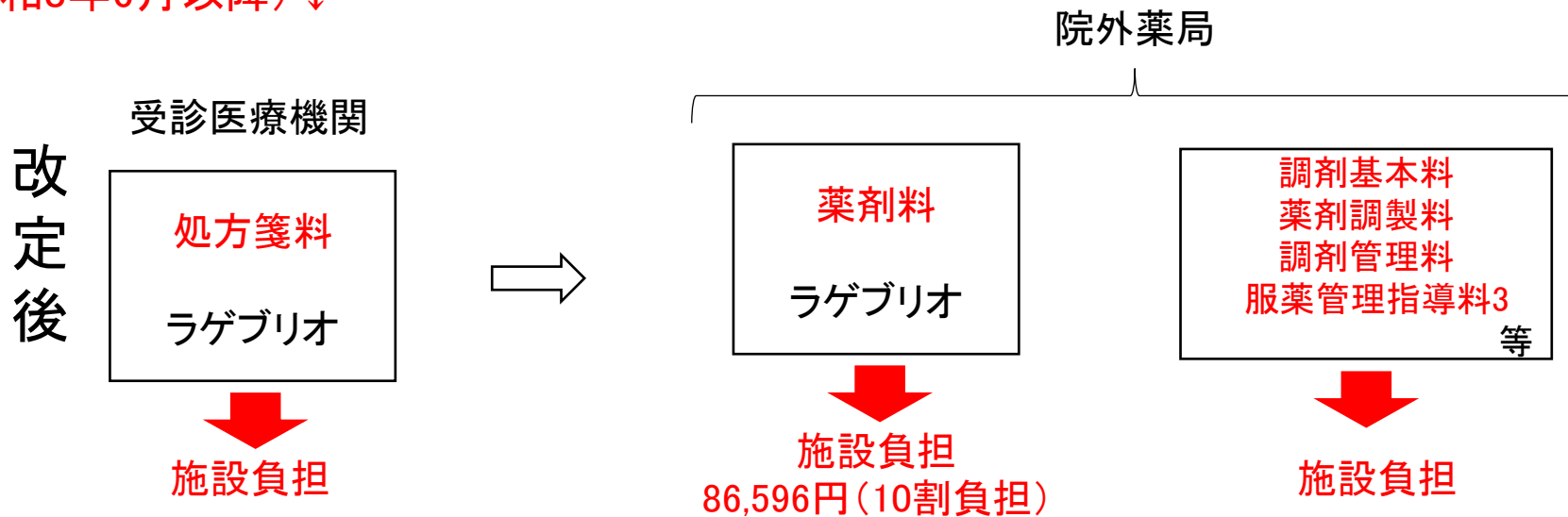
【併設医療機関・その他医療機関】

処方例(院外処方の場合)

新型コロナウイルス治療薬として「ラゲブリオ」を処方された場合



(令和8年6月以降) ↓



承認済の新型コロナウイルス治療薬

(令和5年4月1日現在)

	成分名(販売名)	企業	対象者	承認日	備考
抗炎症薬	デキサメタゾン (デカドロン錠等)	日医工 等	重症感染症	R2.7.17 (診療の手引き掲載)	重症感染症の治療薬として従来から承認されていたステロイド薬。投与方法は経口、経管、静注。
	バリシチニブ (オルミエント錠)	日本イーライリリー	中等症Ⅱ～重症 (回復までの期間を1日短縮)	R3.4.23通常承認	関節リウマチ等の薬として承認されていたヤヌスキナーゼ(JAK)阻害剤。
	トシリズマブ (アクテムラ点滴静注)	中外製薬	中等症Ⅱ～重症 (死亡率を減少)	R4.1.21通常承認	関節リウマチ等の治療薬として使用されている。炎症性サイトカインであるIL-6(大阪大学・岸本忠三氏らが発見)の作用を抑制し、抗炎症効果を示すとされている。
抗ウイルス薬	レムデシビル (ベクルリー点滴静注用)	ギリアド・サイエンシズ	ハイリスクの軽症～重症 (肺炎患者の回復までの期間を5日短縮) (軽症者の入院・死亡を87%減少)	R2.5.7特例承認 R3.8.12保険適用 R3.10.18一般流通開始 R4.3.18軽症に対象拡大	エボラ出血熱の治療薬として開発されていた。一般流通するまでの間、政府買い上げ、無償譲渡した。
	モルヌピラビル (ラゲプリオカプセル)	MSD (米メルク社)	ハイリスクの軽症～中等症Ⅰ (入院・死亡を30-50%減少)	R3.12.24特例承認 R4.8.18保険適用 R4.9.16一般流通開始	妊婦等は禁忌。一般流通するまでの間、政府買い上げ、無償譲渡した。
	コルマトレルビル・リトナビル (バキロビッドパック)	ファイザー	ハイリスクの軽症～中等症Ⅰ (入院・死亡を89%減少)	R4.2.10特例承認 R5.3.22一般流通開始	併用禁忌多数。一般流通するまでの間、政府買い上げ、無償譲渡した。
	エンシトレルビル フマル酸 (ゾコーバ錠)	塩野義製薬	軽症～中等症Ⅰ (5症状の回復までの期間を1日短縮)	R4.11.22緊急承認 R5.3.31一般流通開始	緊急承認が適用された初の医薬品。妊婦等は禁忌。併用禁忌多数。一般流通するまでの間、政府買い上げ、無償譲渡した。
中和抗体薬	カシリピマブ・イムデピマブ (ロナプリーブ注射液セット)	中外製薬	ハイリスクの軽症～中等症Ⅰ (入院・死亡を70%減少) 濃厚接触者の発症抑制 (発症の割合を32-81%減少)	R3.7.19特例承認 R3.11.5特例承認 (発症抑制)	濃厚接触者の発症抑制にも使用可能。政府買い上げ、無償譲渡。一部の変異株に有効性減弱。
	ソトロピマブ (ゼピュディ点滴静注液)	GSK	ハイリスクの軽症～中等症Ⅰ (入院・死亡を79-85%減少)	R3.9.27特例承認	ウイルスの変異が起きにくい領域に作用。政府買い上げ、無償譲渡。一部の変異株に有効性減弱。
	チキサゲピマブ・シルガピマブ (エバシールド筋注セット)	アストラゼネカ	ハイリスクの軽症～中等症Ⅰ (重症化・死亡を50%減少) 免疫抑制患者等の曝露前発症抑制 (発症の割合を77%減少)	R4.8.30特例承認	体内での半減期が長く、曝露前の発症抑制に使用可能。政府買い上げ、無償譲渡。一部の変異株に有効性減弱。

※処方当たりの手技料等は公費負担。ただし、エバシールドについては過度な負担にならない範囲で自己負担をお願いしている

ゾコーバの予防投与

https://med.shionogi.co.jp/products/medicine/xocova/packageinsert_pdf.html#xocova-a

**2026年3月改訂（第28版、効能変更）
*2026年2月改訂（第26版）

日本標準商品分類番号
87625

貯法：室温保存
有効期間：5年

抗 SARS-CoV-2 剤
エンシトレルビル フマル酸錠

劇薬、処方箋医薬品^(注)

承認番号	30400AMX00205000
販売開始	2022年11月

ゾコーバ[®]錠 125mg

XOCOVA[®] Tablets



注) 注意 - 医師等の処方箋により使用すること

** 1. 警告

<予防>

SARS-CoV-2 による感染症の予防の基本はワクチンによる予防であり、本剤はワクチンに置き換わるものではない。

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）

- 2.1 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
- * 2.2 次の薬剤を投与中の患者：ピモジド、キニジン硫酸塩水和物、ペプリジル塩酸塩水和物、チカグレロル、エプレレノン、エルゴタミン酒石酸塩・無水カフェイン・イソプロピルアンチピリン、エルゴメトリンマレイン酸塩、メチルエルゴメトリンマレイン酸塩、ジヒドロエルゴタミンメシル酸塩、シンバスタチン、トリアゾラム、アナモレリン塩酸塩、イバプラジン塩酸塩、ベネトクラクス〔再発又は難治性の慢性リンパ性白血病（小リンパ球性リンパ腫を含む）の用量漸増期〕、イブルチニブ、プロナンセリン、ルラシドン塩酸塩、アゼルニジピン、アゼルニジピン・オルメサルタン メドキシミル、スポレキサント、ダリドレキサント塩酸塩、ボルノレキサント

販売名	ゾコーバ錠 125mg
大きさ	直径 約 9.0mm 厚さ 約 4.4mm
質量	約 346mg
識別コード	⑬ 711 : 125

** 4. 効能・効果

SARS-CoV-2 による感染症の治療及びその予防

5. 効能・効果に関連する注意

<効能共通>

5.1 本剤の投与対象については最新のガイドラインを参考にすること。

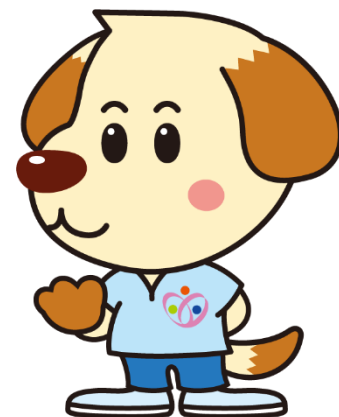
** 5.2 「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、本剤の使用の必要性を慎重に検討すること。[17.1.1、17.1.2 参照]

<治療>

5.3 重症度の高い SARS-CoV-2 による感染症患者に対する有効性は検討されていない。

<予防>

介護報酬について



指標の取扱いは2年間継続

令和7年3月25日：令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止済み

指標の取扱いについては令和7年4月1日から令和9年3月31日まで継続

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和9年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

【直近3ヶ月の考え方】

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	算定月 5月	6月
従来				カウント月	カウント月	カウント月	●点	
上記①②		カウント月	カウント月	休業	休業	カウント月	●点	

カウントに含まず